

報道関係者各位

平成 27 年 4 月 16 日

【照会先】

高知労働局職業安定部職業安定課

課 長 佐井 克好

課長補佐 大崎 祐一

電 話 088-885-6051

平成 27 年度 高知県雇用対策協定に基づく事業計画を策定

－ 国と県との連携、協働による雇用対策事業計画 －

高知労働局（局長 伊津野 信之）と高知県が、それぞれの強みを発揮し相互に連携して、地域における求職者の就職等雇用施策を効果的・一体的に実施することによって、県経済の活性化と県民の暮らしの向上を目指すことを目的として、平成 26 年 7 月 1 日に締結された高知県雇用対策協定 ※（別添 1 参照）に基づき、「平成 27 年度高知県雇用対策協定に基づく事業計画」（別添 2、3 参照）を高知県とともに策定しました。

現在、高知県では少子・高齢化、人口減少が急速に進行しています。それに歯止めをかける決め手は定住者の増加。そのためには県内各地で良質な正社員雇用（労働災害のない安全で、雇用ルールが守られ、妊娠、出産、育児及び介護で離職する必要のないワーク・ライフ・バランスがとれた安心な職場で、性別、年齢、障害の有無を問わず安定した正社員として雇用。）を確保、創出し、県内外の求職者とのマッチング、求職者のスキルアップにより一人でも多くの正社員雇用を実現することが不可欠です。

これらのことを念頭に置きながら、高知労働局は、労働基準、職業安定、職業能力開発、雇用均等行政の総合力を発揮し、高知県と連携、協働しながら本事業計画に基づき各事業を推進します。

※全国で自治体（14 都道府県 13 市 1 町）と雇用対策協定を締結している労働局は 28 局

（平成 26 年度末現在）。高知労働局は都道府県との協定では 6 番目。

高知県雇用対策協定

高知県と厚生労働省高知労働局（以下「高知労働局」という。）は、高知県が県勢の浮揚を図り、将来に希望の持てる県づくりに向けて、「産業振興計画の推進」、「南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化」、「日本一の健康長寿県づくり」などにより働く場の確保、創出に取り組んでいることを踏まえ、本協定を以下のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、高知県と高知労働局がそれぞれの強みを発揮し相互に連携して、地域における求職者の就職等雇用施策を効果的・一体的に実施することによって、経済の活性化と県民のくらしの向上を目指すことを目的として、締結する。

（事業内容等）

第2条 高知県及び高知労働局は、前条の目的を達成するため、連携して取り組む項目及び数値目標については、別途事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画に係る事項は、高知県及び高知労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。

（要請等）

第3条 高知県知事及び高知労働局長は、それぞれが取り組む施策を推進するため、相互に必要な要請を行うことができるものとする。

2 高知県知事及び高知労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策の取組において、高知県及び高知労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、高知県及び高知労働局が協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、締結する日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、高知県知事及び高知労働局長が署名のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年 7月 1日

高 知 県 知 事

尾崎正直

高 知 労 働 局 長

伊津野信之

別添 2

平成 27 年度

高知県雇用対策協定に 基づく事業計画



高知県・高知労働局



平成 27 年度 高知県雇用対策協定に基づく事業計画

目 次

1	女性の活躍促進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ～ 2
2	地域の実情に応じた雇用機会の確保・創出・・	2 ～ 4
3	若年者に対する就労支援・・・・・・・・・・	4 ～ 5
4	U・Iターン（移住）就職の促進・・・・・・・・	6 ～ 7
5	障害者・生活困窮者等の就労支援・・・・・・・・	7 ～ 9
6	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1 女性の活躍促進

【目標】①高知家の女性しごと応援室延べ相談件数	700 件
②ハローワーク高知マザーズコーナー重点支援対象者就職率	87.5%以上
③高知県次世代育成支援認証企業数	135 社

子育て女性等に対する就職支援や、男女雇用機会均等法等の周知等により女性の積極的な社会参加を支援する。

- 「高知家の女性しごと応援室」と、ハローワークとの連携による就職支援
- 出産を機に退職した女性の再就職支援
- 「高知県次世代育成支援企業認証制度」及び「くるみん認証制度」の PR による取り組みの促進

(県が実施する業務)

- ① 就職・再就職や起業など、働くことを希望する女性をサポートするため、こうち男女共同参画センター「ソーレ」に「高知家の女性しごと応援室」を設置する。(月、火、木、土曜日の週4日開所)

[主な内容]

- ア) キャリアコンサルティング(予約制)
 - イ) 求人情報、スキルアップのための研修情報、子育て支援情報など女性が働くために必要な情報の一元的な提供
 - ウ) 無料職業紹介所事業によるマッチングの強化
 - エ) 企業ニーズと求職者のギャップを埋めるような研修の企画
 - オ) 潜在的な求職者の掘り起こし
- ② 出産を機に退職した女性を正規雇用した企業等に対して補助金を支給し、女性の再就職に積極的に取り組む企業を支援する。
 - ③ 仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりの推進
 - ア) 子育てしやすい職場環境づくりに取り組む企業を増やすため、次世代育成支援アドバイザーを設置する。
 - イ) 子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県次世代育成支援企業」として認証し、その取組を支援する。

(労働局が実施する業務)

- ① 「高知家の女性しごと応援室(以下、「応援室」という。)」に求人や職業訓練に関する情報を提供するとともに、応援室から誘導された求職者に対し、職業相談・職業紹介などを行う。また、応援室の周知に協力するとともに、応援室の相談・支援を希望する者を取次ぎ誘導する。

- ② ハローワーク高知マザーズコーナーで、子供連れで来所しやすい環境で保育関連サービス情報の提供を行い、早期就職を支援する。また、マザーズコーナー利用者等を対象に、就職準備に資する就職支援セミナーを定期的に開催する。
- ③ 出産による離職者の正規雇用を支援する県の助成制度(出産後の女性再就職促進事業)について、リーフレットの配置等周知に協力する。
- ④ 事業場訪問調査等会社訪問時にくるみん認定制度を紹介する際に、「高知県次世代育成支援企業認証制度」を紹介する。
- ⑤ 一般事業主行動計画策定届出企業の情報を県に提供するとともに、努力義務である中小企業に対しても積極的な取組を促すため、高知県と連携し、周知啓発を図る。

2 地域の実情に応じた雇用機会の確保・創出

【目標】高知県福祉人材センターの就職実績の増

平成 25 年度(122 人)より 100 人以上増やす

県が進める「産業振興計画」や「日本一の健康長寿県構想」の取組により、地域において、若者が誇りと志を持って働き、活躍の出来る有為な人材を育成・確保する。

- 産業振興計画など県の産業施策とも連携した就業支援の実施
- 看護・介護・福祉分野の人材確保対策の推進
- 職業訓練等による職業能力向上及び就労支援

(県が実施する業務)

- ① 産業振興計画(成長戦略・地域アクションプラン)の推進により雇用の場の拡大を図る。
- ② 農業、林業、水産業、商工業、観光分野において、産業人材の確保・育成に取り組む。

[主な内容]

ア)産学官連携による体系的な「産業人材育成プログラム」の実施

(土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐MBA))

イ)「林業学校」や「農業担い手育成センター」などによる一次産業の担い手育成

ウ)就農相談窓口の一元化(就農コンシェルジュの設置)や漁業就業支援アドバイザーの配置により新規就業者に対するきめ細かいフォローアップの実施

- ③ 「ものづくりの地産地消」を推進し、さらに外商につなげるとともに、防災関連産業等の新たな産業振興を図ることを通じて、雇用の創造に取り組む。

- ④ 「事業承継・人材確保センター」を設置し、センター内に無料職業紹介所を開設することで、後継者や中核人材の確保に取り組む。
- ⑤ 高知県福祉人材センターと高知県福祉研修センターの連携強化を図ることにより、相談から就職、その後の離職防止まで切れ目のない支援に取り組む。

[主な内容]

- ア) 高知県福祉人材センターの体制を強化し、求人開拓や職場への定着支援に取り組む。
 - イ) 高知県福祉研修センターにおいて、新規就労・復職支援につながる研修の充実を図る。
 - ウ) 高知県福祉人材センターの相談窓口をハローワーク高知に定期的に設置する。
 - エ) ハローワークの求人情報端末を高知県福祉人材センターに設置し、利用者の利便性の向上を通じた雇用の促進を図る。
- ⑥ 保育士等を安定的に確保するという観点から、潜在保育士の就職等を支援する保育士再就職支援コーディネーターを高知県福祉人材センターに配置し、求職者と雇用者双方のマッチングを行うとともに、再就職等を支援するための研修を行う。
 - ⑦ 看護師の就業に関する相談や情報提供を行うため、高知県看護協会の相談窓口をハローワーク高知に定期的に設置する。
 - ⑧ 就業につながりやすい職業訓練コースの設定や職業訓練受講者に対する託児サービスの充実。
 - ⑨ 高等技術学校における幅広い人材の育成を図る。

(労働局が実施する業務)

- ① 成長分野等、新産業の創出により雇用創出に取り組む企業に対し、助成制度の周知・活用を図り、地域の雇用創出を支援する。
- ② 県が実施する農業担い手確保・育成対策等について、ハローワーク窓口での情報提供及び関係機関への取り次ぎを行う。
- ③ 農林漁業就職相談会を県と共催し、農林漁業への就業を支援する。
- ④ 福祉・介護関係機関で構成する「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を労働局と県が事務局として開催し、介護・福祉分野の人材確保について検討協議を行うとともに情報共有を図る。
介護就職デイにおいて、介護・福祉分野の就職面接会を県との共催により開催する。
- ⑤ 地方自治体等の雇用対策を支援するため、ハローワークの求人情報のオンライン提供を推進する。
- ⑥ 求職者及び求人者から把握した訓練ニーズ等の情報を共有し、地域訓練協議会及びワーキングチ

ーム会議において、公共職業訓練の訓練分野や実施時期を調整のうえ、人材ニーズ等を踏まえた地域全体の人づくりの視点で公的職業訓練の総合的な計画を立てる。

離職者・在職者向けのスキルアップガイドを作成し、職業能力開発の理解を深めるとともに、訓練終了前からの職業相談等により、訓練終了後の早期就職を支援する。

3 若年者に対する就労支援

【目標】①県内就職を希望する高校生の県内就職内定率	前年度以上
②高校卒業後 1 年目の離職率を全国水準以下にする (参考:平成 25 年 3 月卒 1 年目離職率全国平均 19.9%に対し、高知県 22.4%)	
③ジョブカフェこうちの就職件数	1,100 人
④ハローワーク高知若者相談コーナー就職率	30.0%以上

「高知県・高知労働局一体的実施事業運営計画」に基づき、「ジョブカフェこうち」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」において若年者に対する支援を一体的に実施する。

就職希望者の相談援助、関係機関との連携による求人の確保。

社会人としての基礎能力を身につけ就職に繋げる。

- 「高知県・高知労働局一体的実施事業運営計画」に基づく、「ジョブカフェこうち」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」が行う若年者支援の一体的実施
- 高校新卒者の採用枠拡大のための連携、高校生・大学生のニーズを踏まえた求人開拓、就職面接会等の開催
- 県内大学との連携による大学生の地元就職支援
- 学卒未就職者(3年以内)、ニート、引きこもりや非行少年等への就労支援

(県が実施する業務)

- ①「ジョブカフェこうち」において、新規登録する利用者を、「ハローワーク高知若者相談コーナー」へ次ぎ誘導する。
- ②「ジョブカフェこうち」で把握した求人情報を「ハローワーク高知若者相談コーナー」等に提供する。
- ③「ジョブカフェこうち」で、若者を対象とした「しごと体験講習」、各種セミナー等を実施する。
- ④ 高校への就職アドバイザーの配置及び学校と労働局の学卒ジョブサポーターとの連携による就職支援
- ⑤ 採用枠拡大要請のため、労働局と連携して県内主要経済団体を訪問し、県内求人の確保に努める。

- ⑥ 大学の就職担当職員と企業と交流する場の設定や企業見学会を実施する。
- ⑦ 県内企業のOB・OG情報を収集して大学へ情報を提供する。
- ⑧ 地域若者サポートステーションによる学校教育から切れ目のない就職等に向けた支援。
- ⑨ 社会的自立に困難を抱える若者の社会性を育成し、社会的自立を促進するうえで必要な「ソーシャルスキル」に関する段階的かつ教育的なトレーニングを多様な支援機関で実施するためのソーシャルスキルトレーニングプログラムと指導者用指導書を活用し、社会的自立に向けた支援を行う。
- ⑩ 無職の非行少年の就労を支援するため、非行少年を受け入れてくれる見守り雇用主の事業所において「しごと体験講習」を実施し、就職へとつなげる。また、就労支援連絡会を開催し、無職の非行少年を支援する関係機関の情報共有及び連携の強化を図る。

(労働局が実施する業務)

- ① 「ハローワーク高知若者相談コーナー」及び各ハローワークで若年求職者の相談支援を行う。
また、新規登録者等に「ジョブカフェこうち」の支援内容の周知や利用勧奨を図るとともに、取次ぎ誘導を行う。
- ② 「ジョブカフェこうち」から提供された求人情報を基に、ハローワークの求人開拓を行う。
- ③ トライアル雇用制度等、国の支援制度の周知・活用により若年者等の正規雇用化を支援するとともに、県の「しごと体験講習」、「ジョブカフェこうち」が実施する就職支援セミナー等の周知、活用勧奨に協力する。
- ④ 知事・教育長・労働局長の3者連名による県内主要経済団体への高校新卒者の採用枠拡大と早期求人提出を要請する。
- ⑤ 学卒ジョブサポーターの担当者制による個別支援と、ニーズを踏まえた求人開拓、求人情報の提供等による応募機会の拡大を図る。
- ⑥ 県等関係機関との連携・協力による新規学卒者就職面接会を開催する。
- ⑦ ニート等の若者の職業的自立に向け、地域若者サポートステーション(以下、「サポステ」という。)のパンフレットを活用しながら周知を行い、必要に応じサポステへ誘導するとともに、連携のうえ職業相談・職業紹介を実施する。
- ⑧ 無職の非行少年の「しごと体験講習」の円滑な実施に向けて、見守り雇用主からの求人を受理し、支援対象者の状況に応じた職業相談・職業紹介を実施する。また、就労支援連絡会に参加し、無職の非行少年を支援する関係機関との情報共有及び連携の強化を図る。

4 U・Iターン(移住)就職の促進

高知県と高知労働局が一体的に実施するU・Iターン就職者対策や県が進める移住促進により、地域や経済の活性化につなげる。

- 「ハローワークジョブセンターはりまや」と県のU・Iターン相談コーナーが行うU・Iターン支援の一体的実施
- 県外大学等に進学した学生の県内就職の促進
- 都市部のキャリア豊富な人財のU・Iターン促進

(県が実施する業務)

- ① 高知県U・Iターン企業就職等支援センターを運営する。
- ② 「高知県U・Iターン相談コーナー」へ誘導された方に対し、相談に応じるとともに支援制度等の説明や求人情報の提供を行う。
- ③ 「事業承継・人材確保センター」(高知県U・Iターン企業就職等支援センター)は、移住・交流コンシェルジュや民間ビジネス事業者などと連携し、後継者や中核人材の確保に取り組む。
- ④ 大学と就職支援協定を締結して、連携・協力しながら県内就職支援を実施する。
- ⑤ 県内出身の県外大学生に対して県内企業の紹介や求人情報の提供及び県内インターンシップの窓口を周知する。また、大学保護者会において県内就職情報を提供する。
- ⑥ 都市部での座学研修と高知での実践研修をセットで実施する「起業・就業支援研修事業」の開催及び「高知県起業・就業支援研修無料職業紹介所事業」によるマッチングの強化。県と協定を締結したマッチング事業者を通じて、転職・出向を希望する者を受け入れる事業者を支援することにより都市部から県内への人財移動(移住)を促進する。
- ⑦ 労働局をはじめ、市町村や民間事業者の方々との連携強化を図り、移住希望者等に対して、仕事などの情報提供や各種相談へのきめ細やかな対応などを行う。

(労働局が実施する業務)

- ① 「高知県・高知労働局一体的実施事業運営計画」に基づき、高知県U・Iターン就職相談会を県の協力の下、東京・大阪等の大都市圏と高知市で開催する(計6回開催予定)。
開催地が県外の場合は、開催地近隣の労働局にポスター・チラシ及び高知県内求人情報等を送付し、周知についての協力依頼を行う。また、高知会場での就職相談会では、労働局も相談に対応する。

- ② 一体的実施施設の「ハローワークジョブセンターはりまや」に、U・Iターンに係る相談や問い合わせがあれば、求人情報等の管内労働市場情報を提供するとともに、併設している県の「U・Iターン相談コーナー」へ取り次ぎ誘導する。
- ③ 高知県U・Iターン就職相談会の開催に合わせ、県外大学生を対象にUターン就職相談会を開催する。
- ④ 新規大卒者等就職フェア(8月開催予定)について、積極的な広報により県内外の学生等の参加を広く呼び掛け、応募機会の拡大に努める。
- ⑤ 県の「人財誘致促進事業」等による県内への U・I ターンを支援するため、必要に応じ県やU・Iターン就職希望者に県内求人情報や労働市場、高知県U・Iターン就職相談会等の情報提供を行う。また、労働移動支援助成金等の事業主向け支援制度の活用による再就職を支援する。
- ⑥ 国の地方就職支援コーナーを設置するハローワーク(ハローワーク品川・ハローワークプラザ難波)に県内求人情報及び労働市場情報等を定期的に提供し、高知県へのU・Iターン就職希望者に対する支援を行う。
- ⑦ 県、産業雇用安定センター、ハローワークにおけるUIターン支援の取り組みや相談窓口等をまとめた「高知県U・Iターンサポートガイド」を作成し、ハローワーク、地方自治体、県との一体的実施施設、U・Iターン就職相談会場、県のアンテナショップ、県の県外事務所等に配付し、U・Iターン希望者等への情報発信を強化する。

5 障害者・生活困窮者等の就労支援

○県と労働局が連携したチームによる障害者への就労支援

障害者雇用の理解を深めていただき、障害者の就労促進を図る。

(県が実施する業務)

障害者の態様に応じた職業訓練を実施するとともに、雇用率未達成企業も含めた事業所等に対して雇用促進につながる各種の支援制度の普及に向けたPRをハローワークと連携・協力して行う。

- ・精神障害者の職場実習から職場定着まで一貫した支援を行う「障害者職業訓練コーディネーター」を障害者就労支援機関に配置する。
- ・企業で働いている障害者の交流拠点を確保し、職場定着に向けた支援を強化
- ・就労支援事業所における職業訓練の充実と高度化を図る

(労働局が実施する業務)

- ① 各ハローワークにおいて、障害の状況、適性、志望職種等に応じた就職支援を行うとともに、県及

び地域の障害者就労支援機関と連携し、一般雇用に向けた支援を実施する。

- ② 「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置し、精神障害者等の求職者に対して専門的なカウンセリング、事業主への意識啓発等の支援を実施する。
- ③ 求人開拓時や雇用率未達成企業に対する達成指導時等において、障害者委託訓練等の各種援助制度を周知し、積極的な活用を勧奨する。
- ④ 障害者の雇用義務がある企業の情報を県に提供する。

○ひとり親や生活保護受給者等、生活困窮者の就労による自立支援

ワンストップ型の就労支援体制の構築等により生活困窮者の就労による自立を促進する。

（県が実施する業務）

- ① 支援対象者の労働局（ハローワーク）への取次ぎ誘導に努めるとともに、支援状況等についての情報共有を図り、対応についての検討協議を行う。
- ② 自立支援センターに相談に来られたひとり親等の個々の自立支援プログラムを策定するとともに、ハローワークと連携し、プログラムに沿った支援を行う。
- ③ ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、正規雇用を中心とした就職につなげる。

（労働局が実施する業務）

- ① 福祉保健所等から取り次ぎ誘導を受けた生活困窮者等の支援対象者について、就職支援ナビゲーターを中心とした就労支援を実施する。
- ② 生活困窮者自立促進事業に基づき高知県が設置する自立相談支援窓口とハローワークが連携を図り、生活困窮者等の自立支援を促進する。

○中高年齢者対策の実施

中高年齢者の雇用確保、就職支援を一体的に実施する。

（県が実施する業務）

- ① 一体的実施事業として「企業体験講習」を労働局と連携して実施する。
- ② 希望者全員の雇用確保を図る「高年齢者雇用安定法」の周知を行う。

- ③ 高年齢者の就業機会の確保・提供を行うシルバー人材センターの指導等に対する支援を行う。

(労働局が実施する業務)

- ① 一体的実施事業として「企業体験講習」を実施するとともに、講習修了者の職業相談、職業紹介を実施する。
- ② 「ハローワークジョブセンターはりまや」においてキャリアコンサルティングの実施、各種セミナーの周知等を行う。
- ③ 「高知県シルバー人材センター事業推進連絡会議」を開催し、シルバー人材センター事業の自立的、効果的な事業の推進に向けた方策等について協議・検討を行い、関係者の緊密な連携を促進する。

6 その他

○県内に大量の雇用調整が発生した場合、県と労働局が連携して迅速に対応

- ・地域に多大な影響を及ぼすような大量離職者が発生した場合、連携した情報収集、企業への要請、再就職支援を実施する。また、必要に応じ関係機関による離職者雇用対策本部を設置し、離職者支援を実施する。

○県内立地企業の人材確保を共同で推進

- ・県内立地企業の人材確保や誘致予定企業について、必要な情報を県と労働局双方が共有し人材確保を図る。

○県・労働局・産業支援団体等7者の連携による求人拡大

- ・県及び産業支援団体、労働局との「求人の拡大に関する協定」に基づき情報提供のあった求人情報を基に、訪問や電話等によりハローワークの求人の提出増加を図る。

○「働き方改革」の推進に向けた取組

- ・働き方の見直しに向けた機運の醸成のため、県と労働局とが連携して、周知啓発等の取組を推進する。
- ・短時間正社員制度等の育児・介護に配慮した多様な勤務形態の導入やパート従業員等の正規化、キャリアアップなど、それぞれの施策の連携を図り効果的に推進する。

○県と労働局それぞれの事業主向け支援施策の周知を共同で行う。

○県の雇用施策の推進に資する基本データを労働局が提供

- ・一般職業紹介状況や雇用保険等、雇用に関するデータ等を定期的に提供するとともに随時の要請にも対応する。

○職場のトラブル(個別労働紛争)の解決に向けたサポート

高知県と高知労働局は「高知県雇用対策協定」に基づき、共同で以下の雇用対策を推進する。

1 女性の活躍促進

〔目標〕

①高知家の女性しごと応援室延べ相談件数	700件
②ハローワーク高知マザーズコーナー重点支援対象者就職率	87.5%以上
③高知県次世代育成支援認証企業数	135社

- 「高知家の女性しごと応援室」と、ハローワークとの連携による就職支援
- 出産を機に退職した女性の再就職支援
- 「高知県次世代育成支援企業認証制度」及び「くるみん認定制度」のPRによる取り組みの促進

2 地域の実情に応じた雇用機会の確保・創出

〔目標〕

高知県福祉人材センターの就職実績の増 平成25年度（122人）より100人以上増やす

- 産業振興計画など県の産業施策とも連携した就業支援の実施
- 看護・介護・福祉分野の人材確保対策の推進
- 職業訓練等による職業能力向上及び就労支援

3 若年者に対する就労支援

〔目標〕

①県内就職を希望する高校生の県内就職内定率（平成27年3月新規学卒者の3月末現在）	前年度以上
②高校卒業後1年目の離職率を全国水準以下にする （平成25年3月卒1年目離職率全国平均19.9%に対し高知県22.4%）	
③ジョブカフェこうちの就職件数	1,100人
④ハローワーク高知若者相談コーナー就職率	30.0%以上

- 「高知県・高知労働局一体的実施事業運営計画」に基づく「ジョブカフェこうち」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」が行う若年者支援の一体的実施
- 高校新卒者の採用枠拡大のための連携、高校生・大学生のニーズを踏まえた求人開拓、就職面接会等の開催
- 県内大学との連携による大学生の地元就職支援
- 学卒未就職者（3年以内）、ニート、引きこもりや非行少年等への就労支援

- 「ハローワークジョブセンターはりまや」と県のU・Iターン相談コーナーが行うU・Iターン支援の一体的実施

- 県外大学等に進学した学生の県内就職の促進
- 都市部のキャリア豊富な人財のU・Iターン促進

5 障害者・生活困窮者等の就労支援

- 県と労働局が連携したチームによる障害者への就労支援
- ひとり親や生活保護受給者等、生活困窮者の就労による自立支援
- 中高年齢者対策の実施

6 その他

- 県内に大量の雇用調整が発生した場合、県と労働局が連携して迅速に対応
- 県内立地企業の人材確保を共同で推進
- 県・労働局・産業支援団体等7者の連携による求人拡大
- 「働き方改革」の推進に向けた取組
- 県と労働局それぞれの事業主向け支援施策の周知を共同で行う
- 県の雇用施策の推進に資する基本データを労働局が提供
- 職場のトラブル（個別労働紛争）の解決に向けたサポート